

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

那 賀 町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 旧鷺敷町地域

(1) 現況

本地域は、那賀川の中流域に位置し、多くの山林や水田・畑が存在している立地特性から、農業生産活動等を通じ国土の保全、水源のかん養、良好な景観形成等の多面的機能を発揮している。また、水稻を中心に、ゆず、すだち、いちごなどの複合経営が行われている。しかしながら、担い手の高齢化、減少等により耕作放棄が増加等することにより国土の保全、水源かん養等の多面的機能の低下が特に懸念されている。

また、特定農山村地域等に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（以下、法という。）第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号、3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、適正な農業生産活動等が維持され洪水や土砂崩壊の防止、定住条件の向上等を通じ、経済活動や生活環境等が改善されるとともに、地域の住民に対しても、水源のかん養、保健休養等の多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 旧相生町地域

(1) 現況

本地域は、大部分を山林が占める急傾斜地域で、那賀川とその支流に沿って点在する農地で、米、ゆず、茶、花卉、畜産などの複合経営が行われている。農業従事者の高齢化、後継者不足、農業所得の低迷、労働力不足は深刻な問題となっている。また特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号、3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、適正な農業生産活動等が維持され洪水や土砂崩壊の防止、定住条件の向上等を通じ、経済活動や生活環境等が改善されるとともに、地域の住民に対しても、水源のかん養、保健休養等の多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 旧上那賀町地域

(1) 現況

本地域は、大部分を山林が占める急傾斜地域で、農地のほとんどが山間狭少の階段的田畑のため、零細経営の農家が多い。ゆず・茶を中心に水稻をはじめ多種の作物が栽培される複合経営が行われている。しかし、従事者の高齢化・担い手の減少等、また特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号、3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、適正な農業生産活動等が維持され洪水や土砂崩壊の防止、定住条件の向上等を通じ、経済活動や生活環境等が改善されるとともに、地域の住民に対しても、水源のかん養、保健休養等の多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. 旧木沢村地域

(1) 現況

本地域は、大部分を山林が占める急傾斜地域で、農地のほとんどが山間狭少の田畑のため、零細経営の農家が多い。農地では、ゆず・すだち・みやこわすれ等の作物の栽培が行われている。また、急傾斜地が多いなどの立地特性から、農業生産活動等を通じ国土の保全、水源のかん養、良好な景観形成等の多面的機能を発揮している。

しかしながら、担い手の高齢化や人口の減少等が著しく進行しているため、耕作放棄地が増加することにより、国土の保全、水源かん養等の多面的機能の低下が特に懸念されている。このため、本地域では耕作放棄の発生を防止し、多面的機能の確保を図る観点から、農業生産条件の不利を補正する取組を行うこと、また特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号、3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、適正な農業生産活動等が維持され洪水や土砂崩壊の防止、定住条件の向上等を通じ、経済活動や生活環境等が改善されるとともに、地域の住民に対しても、水源のかん養、保健休養等の多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

5. 旧木頭村地域

(1) 現況

本地域は典型的な山間農業地域である。農用地は山腹と麓の傾斜地にあり不正形で狭小な区画の田畑が階段状を成している。この厳しい土地条件の下、昭和40年代から中山間地域の気象条件を生かしたゆず生産を成功させ、銘柄木頭ゆずを基幹作物とした農業経営が営まれている。

しかし、近年担い手の高齢化、過疎化、後継者不足により農家数、農用地面積は減少の一途をたどっている。また特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号、3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、適正な農業生産活動等が維持され洪水や土砂崩壊の防止、定住条件の向上等を通じ、経済活動や生活環境等が改善されるとともに、地域の住民に対しても、水源のかん養、保健休養等の多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	那賀町全地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
②	那賀町全地域	法第3条第3項第2号に掲げる事業
③	那賀町全地域	法第3条第3項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

以下は別紙に記載

促進計画（別紙）

1. 法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

（1）対象農用地の基準

（1）対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内及び地域計画の区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

特定農山村法等の指定による那賀町全域

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 町長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地（田 1 / 100 以上、畑、草地及び採草放牧地 8 度以上）
緩傾斜農用地をすべて対象とする。

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40 % 以上、耕作放棄率：田 8 % 以上、畑（草地含む。） 15 % 以上の農地

(エ) 徳島県知事が地域の実態に応じて指定する地域

（2）対象者

認定農業者に準ずる者とは、地域の実情に合わせて町長が認定する者とする。

（3）その他必要な事項

鳥獣害対策や耕作放棄地復旧もしくは農産物加工施設整備など、協定農用地の保全や集落活性化に資する国庫補助事業等については、積極的に活用することとする。

なお、協定期間に対象農用地において土地改良通年施行に係る事業の実施や災害を受けて農用地の災害復旧事業及び田から畑への地目変換等の必要な場合の取扱いについては、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 74 号農林水産省構造改善局長通知）に基づいて事務手続きを行うものとする。